西宮市多数障害者雇用企業及び障害者支援施設等への業務委託等に関する取扱方針

(目的)

第1条 この取扱方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)第4条の規定に基づき、本市が行う物品及び役務の調達に当たり、公正性及び適正履行の確保並びに予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図り、もって障害者の雇用促進及び就労の安定に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この取扱方針における用語の意義は、次に定めるところによる。
 - (1) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下 「法」という。)第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、 知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいう。
 - (2) 市内在住障害者 障害者のうち、過去1年間以上継続して、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地に居住するものをいう。
 - (3) 多数障害者雇用企業 次のいずれにも該当する事業者をいう。
 - ア 市内に事業所を有する事業者であること。
 - イ 法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の対象障害者を雇用し、かつ、 市内事業所において常時雇用する市内在住障害者(精神障害者にあっては、精神保健 及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規 定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。第5条第5項第1 号において同じ。)の数(身体障害者若しくは知的障害者である短時間労働者、重度身 体障害者若しくは重度知的障害者である労働者又は精神障害者である労働者を雇用す る場合にあっては、法第43条第3項から第5項までの規定の例により算出した数。 第5条第5項第1号において同じ。)の合計が、市内事業所において常時雇用する労働 者数の合計に100分の20を乗じて得た数(その数に1人未満の端数がある場合は その端数を切り捨て、当該得た数が5を下回る場合は、5とする。)以上であること。 ウ 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条第1号の特例の許可を受けていな
 - ウ 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条第1号の特例の許可を受けていな い事業者であること。
 - エ 法人税(個人企業にあっては所得税)、消費税、地方消費税又は本市の市税に滞納がある事業者(国税通則法(昭和37年法律第66号)第46条の規定に基づき納税の猶予を受けている者及び地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の規定に基づき徴収の猶予を受けている者を除く。)でないこと。
 - オ 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け

ることがなくなるまでの者でないこと。

- (4) 障害者支援施設等 次のいずれにも該当する事業者をいう。
- ア 市内で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定す る地域活動支援センター又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7 項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規 定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設を運営する事業者であること。
- イ 法人税(個人企業にあっては所得税)、消費税、地方消費税又は本市の市税に滞納が ある事業者(国税通則法第46条の規定に基づき納税の猶予を受けている者及び地方 税法第15条の規定に基づき徴収の猶予を受けている者を除く。)でないこと。
- ウ 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (5) グループ法人等 次条第1項の登録を受けた複数の多数障害者雇用企業又は障害 者支援施設等で構成されるグループで、当該事業者間において、次のいずれかの関係に あるものをいう。
- ア 代表者又は役員を兼ねていること。
- イ 代表者が二親等以内の親族であること。
- ウ 従業員等が実質的に兼任している状態にあること。
- エ 事業所等を共同で使用していること。
- オ 事業所等を無償又は著しく低価で貸借していること。
- カ 資本関係を有していること(発行済株式総数の100分の50を超える株式を有している場合又は出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合に限る。)。
- キ アからカまでに準ずると市長が特に認める関係
- (6) 物品及び役務の調達 物品の購入(印刷物等の製造を含む。)及び借入れ並びに役務の提供を受けること(業務の委託を含み、工事請負を除く。)をいう。

(多数障害者雇用企業及び障害者支援施設等の登録等)

- 第3条 この取扱方針の適用を受けようとする多数障害者雇用企業又は障害者支援施設等は、 毎年度、登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録(以下「登録」という。)を受けようとする事業者は、障害者の雇用状況を証する書類等を添えて市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、前条第3号又は第4号に掲げる要件を 審査し、これを満たすと認めたときは、登録をするものとする。ただし、登録をすること が認められない特段の事情があるときは、登録をしないことができる。
- 4 市長は、登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)が次の各号のいずれかに該 当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 多数障害者雇用企業にあっては前条第3号ア、ウ又はオ、障害者支援施設等にあっては同条第4号ア又はウに掲げる事由に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により登録を受け、又はこの取扱方針に基づき受注したことが判明したとき。
- (3) 第8条の規定による報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくその報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をしたとき。
- (4) その他市長が登録を取り消す必要があると認めたとき。
- 5 前項第2号から第4号までの規定に該当し、登録が取り消された事業者は、当該取消し を受けた日の属する年度の翌年度の登録を受けることができない。ただし、市長が特に認 める場合は、この限りでない。

(障害者支援施設等との少額随意契約)

第4条 市長は、物品及び役務の調達をする場合において、その予定価格(消費税及び地方 消費税を含む。以下同じ。)が西宮市契約規則(昭和39年西宮市規則第26号)第17条 各号に定める額以下であるときは、障害者支援施設等と優先的に随意契約をすることがで きる。この場合においては、同規則第18条第1項ただし書の規定により、一つの障害者 支援施設等から見積書を徴することができる。

(多数障害者雇用企業及び障害者支援施設等に対する特例)

- 第5条 市長は、業務を委託する場合において、多数障害者雇用企業又は障害者支援施設等が主として障害者をその業務に直接従事させることが見込まれるときは、当該多数障害者雇用企業又は障害者支援施設等と随意契約をすることができる。この場合においては、西宮市契約規則第18条第1項ただし書の規定により、一つの多数障害者雇用企業又は障害者支援施設等から見積書を徴することができる。
- 2 一つの登録事業者と締結する前項の規定による随意契約は、同一年度における当該随意 契約の予定価格の合計額が、登録を受けた障害者の数に応じ、別表第1又は別表第2に定 める上限総額(消費税及び地方消費税を含む。以下「上限総額」という。)に至るまで行う ことができるものとする。ただし、当該登録事業者がグループ法人等に該当する場合は、 当該グループ法人等を構成する全ての登録事業者を一つの登録事業者とみなしてこの項本 文の規定を適用する。
- 3 前項の障害者の数が5を下回るときは、第1項の規定にかかわらず、当該登録事業者と 同項の規定による随意契約をすることができない。
- 4 市長は、本市の地方公営企業及び外郭団体(本市が100%出資している外郭団体に限る。)が事業者に対してこの条の例による随意契約により業務を委託する場合は、当該随意 契約に係る予定価格の合計額を上限総額から控除するものとする。

- 5 第2項の障害者の数の算定については、次に定めるところによる。
 - (1) 多数障害者雇用企業にあっては、市内事業所において常時雇用する市内在住障害者の数に限ることとする。
 - (2) 障害者支援施設等にあっては、市内施設において利用契約を締結した市内在住障 害者の数に限ることとする。
 - (3) 一つの事業者において、多数障害者雇用企業及び障害者支援施設等のいずれにも登録をした場合は、それぞれ登録をした障害者の数を合算する。
 - (4) グループ法人等に該当する場合は、それぞれの登録事業者ごとに登録をした障害者の数を合算する。
- 6 第2項の別表の適用については、次に定めるところによる。
 - (1) 多数障害者雇用企業又は障害者支援施設等(就労継続支援A型に係る障害福祉サービス事業を行う事業者に限る。)に係る登録事業者にあっては別表第1を、その他の登録事業者にあっては別表第2を適用する。
 - (2) 多数障害者雇用企業又は障害者支援施設等(就労継続支援A型に係る障害福祉サービス事業を行う事業者に限る。)の登録及び障害者支援施設等(就労継続支援A型に係る障害福祉サービス事業を行う事業者を除く。)の登録を受けた事業者にあっては、それぞれの登録に係る障害者の数の多い方の登録を基に前号の規定により適用することとし、登録に係る障害者の数が同数の場合は、別表第1を適用する。
 - (3) グループ法人等に該当する場合は、当該グループ法人等を構成する事業者についてそれぞれ行われている多数障害者雇用企業又は障害者支援施設等(就労継続支援A型に係る障害福祉サービス事業を行う事業者に限る。)の登録に係る障害者の数の合計と障害者支援施設等(就労継続支援A型に係る障害福祉サービス事業を行う事業者を除く。)の登録に係る障害者の数の合計の多い方の登録を基に第1号の規定により適用することとし、登録に係る障害者の数の合計が同数の場合は、別表第1を適用する。

(多数障害者雇用企業等契約審査会)

- 第6条 市長は、前条第1項の規定により随意契約を行うに当たり、その予定価格が500 万円以上である場合又は上限総額を超えるおそれのある場合には、西宮市多数障害者雇用 企業等契約審査会を開催し、事前審査を行わなければならない。
- 2 西宮市多数障害者雇用企業等契約審査会について必要な事項は、別に定める。

(再委託等の禁止)

第7条 第5条第1項の規定により受注した登録事業者は、当該受注業務を第三者に委託し、 又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市長の承諾を得た場合は、この限りで はない。 (調査)

第8条 市長は、この取扱方針の適正な実施に必要な限度において、登録事業者に対して報告又は資料の提出を求めることができる。

(中小企業等への配慮)

第9条 市長は、この取扱方針の実施については、中小企業等の健全な受注環境に悪影響を 及ぼさないよう配慮しなければならない。

(その他)

第10条 この取扱方針に定めるもののほか、この取扱方針の実施について必要な事項は、 市長が別に定める。

付 則

- 1 この取扱方針は、平成29年12月22日から実施する。ただし、付則第3項の規定は、 平成30年4月1日から実施する。
- 2 この取扱方針は、平成30年度以後に締結する契約について適用する。
- 3 西宮市多数障害者雇用企業への業務委託に関する取扱方針及び西宮市障害者支援施設等 からの物品等の調達に関する取扱方針は、廃止する。

付 則

この取扱方針は、平成31年1月1日から実施する。

付 則

この取扱方針は、令和元年10月1日から実施する。

付 則

この取扱方針は、令和2年1月1日から実施し、令和2年度以後に締結する契約について 適用する。

付 則

この取扱方針は、令和5年1月1日から実施し、令和5年度以後に締結する契約について 適用する。

別表第1 (第5条関係)

登録を受けた障害者の数	上限総額
障害者の数が5人以上10人未満	2,879万円
障害者の数が10人以上20人未満	5,670万円
障害者の数が20人以上30人未満	9,167万円
障害者の数が30人以上40人未満	12,462万円
障害者の数が40人以上50人未満	15,570万円
障害者の数が50人以上	17,060万円

別表第2(第5条関係)

登録を受けた障害者の数	上限総額
障害者の数が5人以上10人未満	1,896万円
障害者の数が10人以上20人未満	3,732万円
障害者の数が20人以上30人未満	6,029万円
障害者の数が30人以上40人未満	8,188万円
障害者の数が40人以上50人未満	10,222万円
障害者の数が50人以上	11,196万円